

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により
通告します。

平成 30 年 2 月 13 日

議席番号 20 番

東村山市議会議長

質問者 駒崎 高行

番号	質問の項目と要旨
1.	<p>個人番号カードの申請について</p> <p>2月1日からコンビニエンスストアのマルチコピー機で住民票・印鑑登録証明などの発行ができるようになった。これにより市民の利便性が大きく向上することを評価している。一方、利用が少なければ1件あたりの経費が割高となることが懸念される。利用するには個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードが必須であることから、この申請について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 東村山市民の個人番号カード発行数と率。それは周辺市と比してどうか。(2) 申請の方法として、郵送・パソコン・スマートフォンの率は分かるか。(3) 現在おこなっている市の業務は、発行された個人番号カードを取りに来られた方に渡すことが主とすると思うが、申請手続きに関する説明や、再発行の手続きなどの比重と人員配置の状況を伺いたい。(4) 書類不備などで再度申請が必要な場合の市の対応を伺う。また書類不備の状況と件数はどの程度あるか。(5) 顔写真・画像は何ミリメートルの余白など細かく指定されている。証明写真を撮影するのであれば、最低でも600円かかる。 周辺市で、少なくとも東久留米市、東大和市、武蔵村山市では、市役所で申請用写真を撮るサービスを行っている聞いた。 申請用顔写真を市役所で撮影する同様のサービスの実施を強く求めるがいかがか。(6) 高齢者に対しては一步進めて、「個人番号カードの申請は、申請書IDさえ分かれば市役所に行けば済む」という状況にすることが必要と考える。窓口パソコンを設置し、それを使用してその場で申請が終わるまで責任を持つことになるが、見解を求める。(7) スマートフォンでの申請推進のために、各コンビニの協力を得て、既に各社がコンビニの窓に貼ってある「マルチコピー機での行政サービス」というポスターと合わせて、そのまま読み込めるようにアドレス(QRコード)のポスターと、スマホで簡単な旨のポスター貼附を進めてはどうか。(8) 先に述べた周辺市の顔写真撮影は、各市の行政が独自に推進したという特徴がある。場所などの物理的な制約もあろうが、市の行政サービス向上の積極性が問われていると思う。市により顔写真撮影と申請手続きへ市がより関与し推進することに関して市長に見解を伺いたい。

番号	質問の項目と要旨
	<p data-bbox="161 450 895 488">2. スピード感ある待機児童解消に向けて</p> <p data-bbox="153 521 1430 846">都は「多様な保育サービスを組み合わせることにより、平成 31 年度末までに待機児童解消」という目標を掲げ、いくつか新規事業を始めること、既存事業拡充が予定されていることが報道されている。但し、その多くが事業をおこなう区市町村に対しての補助という形であり、当市市民への影響がどの程度なのか、分かりにくくなりやすい。都の目標を市がどのようにとらえているか、喫緊の課題である待機児童対策は市として何ができるかを明らかにしたく以下伺う。尚、市が平成 30 年度予算案として計上している内容であればその旨言って頂き、詳細な答弁は結構です。</p> <ol data-bbox="220 857 1430 1518" style="list-style-type: none"> (1) これからの市内の保育サービス拡充—— 認可/認可外、公/私、幼/保などの別無く、市民に影響のある保育所開設や補助額増などの市が承知している内容を伺いたい。合わせて、今後の待機児童の動向をどう予測しているか。 (2) 大きく報道された都の「ベビーシッター利用支援事業」について事業本体への市との関わりと必要とする方への広報、ベビーシッター育成に対する関与、この2点の必要性について伺いたい。 (3) 都の「緊急1歳児受入事業」については、実施の必要性を感じるが、いかがか。 (4) 都が新規事業とする「区市町村認可居宅訪問型保育促進事業」であるが、既存の制度があるように思う。都が新規とする理由、制度の違い等都から説明があれば教えていただきたい。 (5) 市には計画期間が平成 31 年度までの子ども子育て支援事業計画がある。国はそれを 2 年前倒しとしている。一方都は平成 31 年度末までに待機児童解消としている。市長として平成 31 年度末までという期間をどのように考えるか伺いたい。

番号	質問の項目と要旨
3.	<p>規則の見直しとあり方について</p> <p>地方自治法第14条(条例、罰則の委任)、15条(規則)の定めのもと、当市でも多くの条例と規則が制定されています。市民に対して義務を課す、または権利を制限する場合には条例に依らなければならない、そうでなければ規則という理解をしている。また条例であれば関連法律の改正による、いわゆる「項ずれ」という軽微な改正であっても議会の議決が必要となり、規則は大きく変えても議決が不要。このことから規則について、2つの不具合が発生する可能性があると考えます。1つは、規則であっても補助率などが変わることで市民生活への影響が大きい場合。もう1つは時代と合わなくなったものが残るという不具合。東村山市は法務課をいち早く設置し堅実に処理していて、また決算審査時の事務報告書には例規の改正の一覧が記載されていることは承知しているが以下何う。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 規則を改正、または制定する場合の標準的な手続きを伺う。(2) 規則が改正・制定された場合、市報やHPで市民に広報するかしないかの判断の基準は何か。また市報には無条件で要約または規則名だけでも載せるべきでは。(3) 同様に常任委員会などへの報告はいかがか。(4) 陳腐化の対策として規則の見直しは5年程度に1回など定期的に行うべきと思うがいかがか。(5) 上と矛盾するが、形式ではなく担当課、担当係、担当者が持つ、おかしい、改正が必要だという意見を風通しよく吸い上げることはできているか。